

新潟市認可保育施設入所利用調整実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定に基づき、認可保育所、認定こども園又は地域型保育事業（以下「認可保育施設」という。）の保育利用にあたって、入所の調整（以下「利用調整」という。）を実施するため、必要な事項を定める。

(利用調整の方法)

第2条 利用調整は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第2条第1項に定める申請書及び同法第2条第2項第2号に定める書類に基づき、別表1の基準指数及び別表2の調整指数の合計数（以下「合計数」という。）により、公正に行うものとする。

2 基準指数及び調整指数の評価時点は、特に定めがある場合を除き、認可保育施設に入所する月の1日時点とする。

(利用調整の順位)

第3条 利用調整は、合計数の高い児童から順に全ての認可保育施設を通じて行うものとし、複数の児童の合計数が等しい場合は別表3で定める事項を考慮して判断するものとする。ただし、同一の認可保育施設を希望する異なるきょうだい世帯で競合する場合は、合計数の一番高い児童が属する世帯から優先させるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

ただし、平成27年4月1日以降に入所を希望する申込み児童の選考について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

ただし、平成28年4月1日以降に入所を希望する申込み児童の選考について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

ただし、平成29年4月1日以降に入所を希望する申込み児童の選考について適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年９月１日から施行する。

ただし、平成３０年４月１日以降に入所を希望する申込み児童の選考について適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年５月２８日から施行する。

ただし、平成３０年５月１日以降に入所を希望する申込み児童の選考について適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年８月３１日から施行する。

ただし、平成３０年１１月１日以降に入所を希望する申込み児童の選考について適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成３０年１１月１日から施行する。

（準備行為）

- 2 この要綱の施行前においても平成３０年１１月１日以降に入所を希望する申込み児童の選考を改正後の別表の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表の規定は、平成３０年１１月１日から入所を希望する申込み児童から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

（準備行為）

- 2 この要綱の施行前においても平成３１年４月１日以降に入所を希望する申込み児童の選考を改正後の別表の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表の規定は、平成３１年４月１日から入所を希望する申込み児童から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の施行前においても令和2年4月1日以降に入所を希望する申込み児童の選考を改正後の別表の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日から入所を希望する申込み児童から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の施行前においても令和3年4月1日以降に入所を希望する申込み児童の選考を改正後の別表の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の別表の規定は、令和3年4月1日から入所を希望する申込み児童から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の施行前においても令和4年4月1日以降に入所を希望する申込み児童の選考を改正後の別表の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の別表の規定は、令和4年4月1日から入所を希望する申込み児童から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の施行前においても令和5年4月1日以降に入所を希望する申込み児童の選考を改正後の別表の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の別表の規定は、令和5年4月1日から入所を希望する申込み児童から適用する。

用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱の施行前においても令和 6 年 4 月 1 日以降に入所を希望する申込み児童の選考を改正後の別表の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の別表の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から入所を希望する申込み児童から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱の施行前においても令和 6 年 5 月 1 日以降に入所を希望する申込み児童の選考を改正後の別表の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の別表の規定は、令和 6 年 5 月 1 日から入所を希望する申込み児童から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱の施行前においても令和 7 年 4 月 1 日以降に入所を希望する申込み児童の選考を改正後の別表の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から入所を希望する申込み児童から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この要綱の施行前においても令和 8 年 4 月 1 日以降に入所を希望する申込み児童の選考を改正後の別表の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 改正後の別表の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から入所を希望する申込み児童から適用する。

別表 1

基準指数

区分	父母の状況					基準指数 (注 1－1)	
1	就労 (月 6 4 時間以上) ※内定を含む ※就労時間には 休憩時間を含む ※就労時間及び 休憩時間は就業 規則に定められ たものをいう	被雇用者（在宅勤務含む） 自営（農業） 専従者（補助者） 内職（家内労働法に定める 家内労働者）	週 5 日以上 又は月 2 0 日以上	1 か月 1 6 0 時間以上の就労	ア	10	
				1 か月 1 4 0 時間以上 1 6 0 時間未満の就労	イ	9	
				1 か月 1 2 0 時間以上 1 4 0 時間未満の就労	ウ	7	
				1 か月 1 0 0 時間以上 1 2 0 時間未満の就労	エ	5	
			週 4 日以上 又は月 1 6 日以上	1 か月 1 2 8 時間以上の就労	オ	8	
				1 か月 1 1 2 時間以上 1 2 8 時間未満の就労	カ	6	
				1 か月 9 6 時間以上 1 1 2 時間未満の就労	キ	5	
			週 3 日以上 又は月 1 2 日以上	1 か月 9 6 時間以上の就労	ク	5	
		上記に当てはまらない 1 か月 6 4 時間以上の就労		ケ	4		
			自営（農業） ・ 専従者	事業主及び専従者（補助者）であることが確認できる資料の提出がない場合			コ
2	求職活動 (起業準備を含む)	ひとり親			サ	2	
		ひとり親以外			シ	0	
3	妊娠 ・ 出産	産前：出産予定日の 8 週間前（多胎妊娠の場合にあっては、 1 4 週間前）の日の属する月の初日から			ス	10	
		産後：出産日から起算して 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで					
4	疾病 ・ 負傷	1 か月以上の入院若しくは将来にわたって寝たきりの状態			セ	10	
		上記以外の状態で常時保育が困難な場合			ソ	4	
5	障がい	重度の障がい（身体障害者手帳 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級、療育手帳 A 又は同程度）			タ	10	
		中度の障がい（身体障害者手帳 3 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B 又は同程度）			チ	6	
		上記以外の状態で常時保育が困難な場合			ツ	4	
6	介護 ・ 看護	病気や障がいの親族を介護または看護している場合			テ	区分 1 に 準ずる	
7	災害	災害の復旧にあたっている場合			ト	10	
8	就学	職業訓練施設・大学・専門学校等への就学			ナ	区分 1 に 準ずる	
9	育児休業	育児休業期間中に認可保育施設を利用しており、区外転居、区外への勤務地変更に伴う転園若しくは閉園が決定している施設からの転園を希望する場合、乳児保育園の卒園児童や地域型保育事業の卒園児童で連携施設以外の施設への入所を希望する場合又は妊娠・出産による広域入所終了月の翌月に入園希望をする場合			ニ	区分 1 に 準ずる (注 1－2)	
		1 月 1 日以降に認可保育施設へ入所し同年 3 月 3 1 日まで継続して利用をする児童において、その期間中に育児休業を取得する場合（入所した年度の翌年度の 4 月入園に限る）			ヌ	0 (注 1－3)	
10	その他	虐待・DV 等、特に保育が必要と判断されるもののほか、区分 1～9 に類する状況にあると判断されるもの			ネ	区分 1～9 に 準ずる (注 1－4)	

備考

- 1 児童福祉の観点から、市長が特に保育の必要性が高いと認める場合は利用調整より除く。
- 2 次の状況に該当する児童は、最優先で調整を行う。ただし、同一の認可保育施設を希望し競合する場合は、（１）から（５）の順に調整を行うものとする。
 - （１）乳児保育園の卒園児が当該保育園と一体となって運営を行っている施設を第１希望として希望する場合。（注１－５）
 - （２）地域型保育事業で連携施設を設置しており、地域型保育事業の卒園児が連携施設を第１希望として希望する場合。
 - （３）在園する認可外保育施設が認可保育施設となり、当該施設の在園を継続して希望する場合。
 - （４）在園する認可保育施設が閉園または配置計画等の市の施策により休園することに伴い転園する場合。
 - （５）里帰り出産を理由とした広域入所期間終了後に、広域入所利用前に在園していた認可保育施設の利用を希望する場合。
- 3 市外からの委託協議については、原則市内の児童を利用調整した後に行う。
- 4 審査書類に不備がある際は区分２に準じた取扱いとなる場合がある。

- 注１－１ 父及び母の状況について、それぞれ当てはまる基準指数を合算する。また、ひとり親家庭の場合、当てはまる基準指数を２倍にする。
- 注１－２ 育児休業前の就労証明書により判断する。
- 注１－３ 新規入園申請とみなす。
- 注１－４ 客観的資料に基づき判断する。
- 注１－５ 岡山乳児保育園の卒園児は岡山幼保連携型認定こども園、吉田乳児保育園の卒園児は吉田こども園、あそびの森きんし保育園の卒園児は認定こども園あそびの森金鶏幼稚園、なかの乳児保育園の卒園児はナカノスイミング保育園、YOU なかの保育園、かめだなかの保育園およびよこごしなかの保育園をいう。

別表 2

調整指数

区分	状況		調整指数	
世帯の状況	ひとり	65歳未満の祖父母と同居しており、祖父母が保育可能な状態にある（注2-1）	(1)	+4
	親世帯	同居の祖父母はいない又は同居の祖父母は65歳以上である	(2)	+12
	保護者が身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けている場合（当該保護者の保育必要事由が障がいまたは当該保護者を介護・看護する事由の場合は適用しない）（注2-2、注2-3）		(3)	+3
	保護者が身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B以下の交付を受けている場合（当該保護者の保育必要事由が障がいまたは当該保護者を介護・看護する事由の場合は適用しない）（注2-2、注2-3）		(4)	+2
	同居親族（申請児童を含む）に身体障害者手帳3级以上、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている者、または特別児童扶養手当受給資格のある者（所得制限額超過により支給停止中の者を含む）がいる場合（当該同居親族を介護・看護する事由の場合は適用しない）（注2-2）		(5)	+2
	病気や障がいの親族を介護または看護している世帯（就労または就学事由のみ適用）（注2-2）		(6)～(11)	0～+6 （注2-4）
	多胎児を妊娠している場合（妊娠・出産事由のみ適用）（注2-2）		(12)	+4
	生活保護世帯（保育必要事由が求職活動中の場合のみ）		(13)	+4
	65歳未満の祖父母と同居し、祖父母が保育可能な状況にある（注2-5）（ひとり親世帯は除く）		(14)	-3
	同一世帯に保護者が同じ小学生以下の子どもが3人以上いる世帯（子どもが4人以上いる場合は1人増えるごとに1点ずつ加算する。）	3人	(15)	+2
		4人	(16)	+3
		5人	(17)	+4
		6人	(18)	+5
		7人	(19)	+6
保護者の就労の状況	保護者が育児休業明けの世帯又は産前・産後休暇明けの世帯（被雇用者のみ）（注2-6）		(20)	+4
	保護者が保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師・准看護師・保健師・養護教諭として市内の認可保育施設、幼稚園及び（市から委託を受けた）病児・病後児保育施設に勤務する世帯（障がい児保育を担当する保育補助職員を含む）	月労働時間数が160時間以上	(21)	+12
		月労働時間数が140時間以上160時間未満	(22)	+10
		月労働時間数が64時間以上140時間未満	(23)	+6
	保護者が単身赴任中（被雇用者のみ）（注2-7）		(24)	+4
申込みの状況	兄弟姉妹が在園（内定を含む）する認可保育施設（注2-8、注2-9）を第1希望として申込む場合（注2-10）		(25)	+12
	兄弟姉妹が同時に同一認可保育施設（注2-8）に申込む場合（注2-10）		(26)	+9
	兄弟姉妹が既に認可保育施設（注2-8、注2-9）に在園（内定を含む）する場合で、兄弟姉妹が在園する認可保育施設以外の認可保育施設に申込む場合（注2-10）		(27)	+2
	地域型保育事業の卒園児童で第1希望に連携施設以外を希望する場合		(28)	+5
	乳児保育園の卒園児童で第1希望に当該保育園と一体となって運営を行っている施設以外を希望する場合		(29)	+5
	転園	区外転居・区外への勤務地変更（注2-11）のための転園	(30)	+2
		兄弟姉妹が在園（内定を含む）する認可保育施設への転園（注2-9）	(31)	+2
		市外からの転入予定者で、入園希望月前月時点で、居住地の認可保育施設に保育認定で在園している場合	(32)	+4
		市内在住者で、市外委託先から市内の認可保育施設への転園	(33)	+3
		閉園等が決定している認可保育施設から転園する場合（注2-12）	(34)	+1
その他	専門機関から児童にとって集団保育が必要と判断された場合		(35)	+4

注2-1 就労証明書が提出され月64時間以上の就労が確認できる場合又は障がい等により自宅での保育が困難と判断できる書類が提出される場合は(2)を適用する。

- 注２－２ 状況が確認できる資料を入園申請書に添付することで、調整指数を加点することができる。
- 注２－３ (3)(4)は、重複して加点しない。複数の条件に該当する場合は、最も高い指数を加点する。
- 注２－４ 実際に介護・看護にあたっているいずれかの父母の就労または就学に係る時間と介護・看護に係る時間を合算した時間を、別表１区分１にあてはめて算出した指数（以下「就労・就学介護時間指数」という。）と当該保護者の就労または就学に係る時間で算出した基準指数（以下「就労・就学指数」という。）を比較し、就労・就学介護時間指数が高い場合は、就労・就学介護時間指数から就労・就学指数を差し引いた数字を調整指数として加算し、就労・就学指数が高い場合は加算なしとする。
- 注２－５ 就労証明書が提出され月６４時間以上の就労が確認できる場合又は障がい等により自宅での保育が困難と判断できる書類が提出される場合は適用しない。
- 注２－６ 育児休業または産前・産後休暇からの復帰後、初めての保育認定での認可保育施設への入園の場合に加点する。
- 注２－７ 就労証明書より市外就労等が確認できる場合または状況が確認できる資料を入園申請書に添付することで調整指数を加点することができる。
- 注２－８ 地域型保育事業の連携施設に在園している場合、及び、乳児保育園と一体となって運営を行っている施設（注１－５）に在園している場合を含む。
- 注２－９ 本項目における在園児童は入園（転園）希望月の申請締切日時点で当該月に在園していることが確認できる教育認定（１号）及び保育認定（２号または３号）児童を対象とする。ただし、入園（転園）希望月以前で当該在園施設を退園予定の児童または教育・保育給付認定が満了している児童は含まない場合がある。
- 注２－１０ (25)(26)(27)は、重複して加点しない。複数の条件に該当する場合は、最も高い指数を加点する。
- 注２－１１ 入園（転園）希望月初日時点で転居・勤務地変更となっている（予定を含む）場合に適用する。なお、過去の変更については、入園（転園）希望月が属する年度内の変更に適用する。ただし、４月入園（転園）の場合は前年度中の変更について適用する（当年度の４月１日を含む）。
- 注２－１２ 閉園が公表された時点で在園または在園が決定している保育認定児童に限る。

別表 3

指数が並んだ場合に考慮する事項

優先 順位	項 目
1	ひとり親世帯、または単身赴任等で父母の一方もしくは両方が不在の世帯（注 3－1）
2	父母の基準指数の合計がより高い世帯
3	保育の必要な事由間の優先順位（①から⑧の順で優先させる） ① 災害 ②疾病・負傷／障がい ③就労 ④介護・看護 ⑤就学 ⑥妊娠・出産 ⑦育児休業 ⑧求職活動
4	すでに在園（内定を含まない）しているきょうだいがいる世帯（注 3－2）
5	養育する小学生以下の子どもの人数が多い世帯
6	生活保護世帯
7	父母の合計所得がより少ない世帯（注 3－1、注 3－3）

注 3－1 父母の両方が不在の世帯は本項目においては最優先として扱う。

注 3－2 本項目における「在園（内定を含まない）しているきょうだい」とは 1 号認定を含み、内定児童、退園（卒園）予定の児童は含まない。

注 3－3 所得が未申告であるなど父母の所得が確認できない場合、本項目においては最下位として扱う。